

第8次勤勞青少年福祉対策基本方針（案）

平成18年 月

厚生労働省

目次

はじめに

第1 勤労青少年の職業生活の動向

- 1 勤労青少年を取り巻く環境の変化
- 2 勤労青少年の現状
 - (1) 青少年人口
 - (2) 青少年をめぐる雇用情勢
 - (3) 就業構造の変化及び就業形態の多様化
 - (4) 働くことに関する青少年の意識
 - (5) 海外体験
 - (6) 勤労青少年ホームの利用状況

第2 勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策

- 1 勤労青少年福祉行政の方向性
- 2 職業生活の充実
 - (1) 職業意識形成のための支援
 - (2) 就業に向けた自信・意欲の獲得等のための支援
 - ① ~~合宿生活による~~集団生活による基本的能力の獲得、勤労観の醸成等
 - ② ボランティア、地域行事等の活用及び参加に関する企業評価等の促進
 - ③ 就業をめぐる悩みに対する専門的相談支援体制の整備
 - ④ 保護者を通じた職業意識形成、就業へ向けた自信獲得等のための支援
 - ⑤ 国民各層が一体となって取り組む国民運動の推進
 - (3) 的確な職業選択・職場定着の支援
 - ① 的確な職業選択の支援
 - ア 学生・生徒から職業人への円滑な移行の支援
 - イ 試行雇用などの活用を通じた就職機会の拡大
 - ウ ワンストップによる就職支援メニューの提供
 - エ 職業安定機関によるマッチング促進
 - ② 職場定着の支援
 - ~~ア 就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備~~
 - ~~イ 地域の業界若年者支援団体等を活用した青少年の職場定着支援~~
 - ~~ウ 勤労青少年ホームに専門家を配置しての相談指導事業~~
 - ~~エ 職業生活に有効な情報の提供の充実~~
 - ~~オ 勤労青少年福祉推進者との連携~~
 - (4) 職業生活に必要な職業能力開発の推進
 - ① 職業能力開発支援のための体制整備等
 - ② キャリア・コンサルティングを活用した職業生活設計の支援

- ③ ~~実践的な教育・実務連結型~~の人材育養成システム等の促進
- ~~④ 就業に至る準備としての報酬を得る作業機会の活用~~
- ~~⑤~~④ 基礎的能力~~獲得~~習得のための講座
- ~~⑥~~⑤ 自発的な職業生活設計に基づく職業能力開発への支援
- (5) 労働条件等の整備充実に関する支援
 - ① 事業主における職場での安全と健康の~~維持~~確保・維持
 - ② ~~青少年に対する~~法定労働条件等に関する相談の場の活用促進
 - ③ 職業能力開発のための時間確保~~労働時間等の設定改善~~に向けた取組の推進
- 3 自由時間を活用した生活の充実
 - (1) ~~社会参加活動~~への参加の促進及び活用
 - (2) 様々な世代同士による交流の促進等
- 4 国際交流の促進
 - (1) ワーキング・ホリデー制度の持つキャリア形成機能の有効活用
 - (2) 海外留学を行う青少年へのキャリア形成支援
 - (3) 勤労青少年ホームに~~ま~~おける国際交流事業の活用促進
- 5 勤労青少年福祉行政推進のための環境整備
 - (1) 支援のための地域ネットワークの構築等
 - (2) 勤労青少年ホームの機能充実
 - ① 勤労青少年ホームに求められる機能
 - ② 勤労青少年ホームの機能充実のための対策
 - ③ 勤労青少年ホームの活性化のための対策
- 6 勤労青少年指導体制の整備等
- 7 勤労青少年福祉対策に関する~~法~~啓発活動等の実施

第8次勤労青少年福祉対策基本方針（案）

はじめに

勤労青少年福祉対策基本方針は、昭和45年の勤労青少年福祉法の施行以来、7次にわたって制定され、勤労青少年の有為な職業人としてのすこやかな成育を目指すことを基本的理念としつつ、時代の要請に即したものとして勤労青少年の福祉に関する施策の基本的方向を示してきた。国、地方公共団体及び事業主等は、この方針に基づき、相互に連携しつつ、勤労青少年の福祉の増進に努めてきたところである。

これまでの勤労青少年福祉行政を振り返るとは、勤労青少年が職業生活において、働く喜びを見だし、自信と意欲を持った職業生活を実現できるよう、余暇の有効活用等に主眼を置きつつ、その推進に努めてきたところである。こうした施策は、勤労青少年福祉回法の制定当時、技術革新等がもたらした環境変化になじめず、職場内外で孤独を感じたり、さらには離転職を繰り返す勤労青少年を支援するために始めたものであった。

その後、同法の施行以来30余年を経るが、産業構造や就業形態等といった勤労青少年の職業生活を取り巻く状況は様々に変化してきた。こうした中、同法制定当時に問題とされていた職業生活への不適応、孤独感、離転職等といった問題は依然見られるものの、現在は、これらに加えて、不安定な就労を繰り返す者や、若年無業者（無業者（非労働力人口（15歳以上65歳未満人口のうち、就業者と失業者以外の者）のうち、家事も通学もしていない者）のうち、15歳以上35歳未満の者をいう。以下同じ。）のすう勢的な増加が問題となっている。とりわけ、就労・自立の必要性を感じつつも、無業に止まらざるを得ないの状態から脱することのできない青少年をに対し、職業的自立に導いていくことは、近年生じた新たな課題である。

このため、勤労青少年福祉対策の推進に当たっては、これまでその対象としていたこれまでの在職青少年や再就職のため自ら求職活動を行っている失業中の青少年のみならず、現在、無業の状態ながらも、これから職業人としての自立を目指すべくその成育を支える必要のある青少年をも、幅広く視野に入れるとともに、また、施策については、従来からの柱であった余暇時間の有効活用から、個々人における職業能力開発の推進、職業意識形成等に関する一層の充実や、さらには、社会的な基礎的能力の獲得から就労に至るまでの様々な支援のための環境整備等に重点を置くことが求められるところである。

本方針においては、勤労青少年の職業生活に関する動向について明らかにするとともに、経済社会・経済の変化、少子化の進行や勤労青少年に求められる社会の期待を踏まえ、勤労青少年が働く喜びを見だし、自信と意欲をもち、自律的な職業生活を実現し、健全に成育できるようにするを目指すための基本的な施策を示すこととする。

また、基本的な施策の推進に当たっては、これまでの行政資源を有効に活用していくことが重要である。この観点から、これまでレクリエーションや世代交流を通じた余暇活動の支援に主眼軸を置いてきた勤労青少年ホームにおついて、不安定な就労状況に置かれているに従事する勤労青少年の増加など、現在の需要状況に即した機能の充実等を進める

~~くための、その基本的な施策についてを明示していくこととする。このような基本的な施策をもとにし、~~地域の实情や自主性に配慮しながら、勤労青少年福祉対策の一層の推進を目指すこととする。

なお、勤労青少年福祉対策における勤労青少年の対象年齢については、第7次勤労青少年福祉対策基本方針において30歳未満としていたところであるが、近年、国や地方公共団体による若年労働者対策において、その対象者をおおむね35歳未満としていること等にかんがみ、35歳未満とする。

おって、本方針の運営期間は、平成18年度から平成22年度までの5か年とする。

第1 勤労青少年の職業生活の動向

1 勤労青少年を取り巻く環境の変化

現在、我が国では、サービス経済化、知識社会化が進み、労働の内容が、知識やノウハウを提供して付加価値を生み出すものへと重心を移しつつある状況にある。経済情勢を見ると、近年、経済のグローバル化やサービス産業の拡大等が見られる中、長い不況から~~穏~~緩やかながら回復傾向にある。一方、~~で~~、経済環境の変化や公共事業の減少等の影響を受けることにより、~~経済力の地域格差が拡大している回復が~~遅れている地域も見られる。

雇用情勢は、~~厳しさが残るものの、~~改善に広がりが見られる。が、これは、バブル崩壊に伴う負の遺産の解消や各般の雇用対策の効果によるものと考えられる。一方、~~経済力の地域格差により雇用情勢においても地域差が拡大している一部の地域における改善の遅れ等厳しさも残っている。~~

こうした状況の中、若年者の雇用情勢は、有効求人倍率の上昇や、大学や高校等の新規学卒者向け求人~~については~~増加傾向が見られるものの、~~依然高い~~完全失業率を示しているは依然として高い水準となっており、平成17年において35歳未満の失業者数は139万人となっている。また、フリーターと言われる、~~定職に就かず、~~不安定な就労を繰り返す者は、~~201万人に上り、さらには、~~若年無業者も64万人と~~試算され~~に上っている。

若年失業者、フリーター~~や~~及び若年無業者のすう勢的な増加は、我が国の経済基盤を揺るがす問題であるとともに、経済的に不安定な状態が続くことは、未婚・晩婚化を進展させ、少子化を一層進行させるおそれがある。

高校卒業者に占める大学等への進学者の割合について見ると、平成17年度は47.3%であり、ほぼ2人に1人に当たる割合となっているが、これは平成7年度と比較すると10ポイント近い伸びである。一方、18歳人口の減少も影響し、大学等への入学志願者数は減少傾向にあ~~ら~~り、~~2007(平成19)年には、いわゆる大学全入時代が到来すると見通されており、大学等を取り巻く経営環境が一層厳しくなることが懸念される。また、2007平成19年は、人口減少に転じる年とも見通され、さらには、いわゆる団塊の世代の退職に伴う技能継承の課題を抱える年ともなる申、~~とも言われている。さらに、平成17年から、我が国の人口は既に減少に

転じており、こうした状況を踏まえれば、今後の我が国の社会・経済を維持・発展させていくためには、若い人材の育成という観点から、国際化への対応も考慮しつつ、男女ともに彼ら青少年の意欲や能力が最大限に活用されるような社会の実現が求められている。

2 勤労青少年の現状

(1) 青少年人口

青少年（15～34歳）人口は、平成7年には35,368千人であったが、平成12年には34,477千人となっている。また、推計によれば、平成37（2025）年には23,832千人程度になるとの見通しであきれている。これを、総人口における青少年人口の割合で見ると、平成7年で28.2%、平成12年で27.2%であったものが、平成37年には19.7%と2割を切ることとなる。このように、青少年人口及びその総人口に占める割合が減少することにより、今後、社会保障を始めとした、社会・経済システムを維持していくための、青少年一人当たりにおけるの負担はますます大きなものとなっていくこととなる。

(2) 青少年をめぐる雇用情勢

平成17年度における完全失業率は、全体で4.4%であるのに対して、15～24歳では8.7%、25～34歳では5.6%と他の年齢層と比べて高い。新規学卒者の就職内定率は、ここ数年、やや持ち直し改善の傾向が見られるものの、大学卒のような高学歴層であっても、卒業後、無業者等就職も進学もしない者の占める割合が全体の2割を超えるなど、大学卒業時の就職状況も依然厳しいものとなってい弱を占める。また、学校を卒業し、就職した後、3年以内に離職する者の割合については、大学卒、短大卒、及び高校卒などとものいずれも依然として高い状況にある。

方、若年無業者は、平成17年におけるは64万人おり、このうち、25～34歳の者層が39万人とで全体の6割近く超を占めるなど、比較的高い年齢の者が多い状況となっている。

(3) 就業構造の変化及び就業形態の多様化

青少年（15～34歳）就業者数について産業別に見ると、平成17年平均では、卸売・小売業が18.9%と最も割合が高く、製造業が17.1%、サービス業が15.1%と続いている。近年、雇用需要が著しい医療、福祉については10.2%とサービス業に続き高い割合となっている。職業分類別に見ると、平成17年12月におけるパートを含む常用有効求人数では、専門的・技術的職業が全体の22.9%を占めであり、販売が15.5%、サービスが13.7%、事務的職業が10.3%と続いている。一方、常用有効求職者数では、希望する職業として、事務的職業が全体の28.4%を占める反面、専

門的・技術的職業が12.5%、サービスが6.9%と少ない。青少年が仕事に就けない理由として、希望する種類・内容の仕事がないとの回答が、高い割合を占めていることから、青少年の希望する職業と需要が大きい職業との間にミスマッチが生じている可能性がうかがわれる。

雇用形態に関しては、近年、全年齢階級でパート、派遣等非正規雇用の割合の増加傾向が一律見られるが、特に若年層においては、その上昇幅が大きく、15～24歳層では1994（平成6）年から2004（平成16）年までの10年で非正規職員の割合が10.6%から33.3%に上昇している。非正規職員の多くは正規職員と比べると処遇が低く、また、企業側としてはにおいて、中核的人材を早期に選抜したり、能力開発投資を集中させる傾向がある中で、職業能力開発の機会が不足することが懸念される。

(4) 働くことに関する青少年の意識

いわゆるフリーターについては、その増加の理由として、景気循環等に伴う一般労働者の求人減少や、入職までの経路が複雑化していること、職業キャリアの方向付けをする教育訓練の不足などが指摘されている。一方で、フリーターの就業意欲が正社員に比べて低いなどフリーター等に対する働く意欲の喚起の必要性が唱えられるなど、青少年及び雇用事業主双方における課題が指摘されている。

また、求職活動を一度もしたことがない無業者は18～35歳で無職の者のうち、求職活動を一度もしたことがないと回答した者に、その理由を聞くと、「人づきあいなど社会生活をうまくやっていく自信がないから」という理由を挙げる者が最も多いとの調査結果がある。また、青少年に数多く接したキャリア・コンサルタントからの聞き取り調査によると、青少年が職に就いていない理由の回答として「自信がない」、「行動力不足」が多くを占めるなどであり、青少年本人の自信に関する問題もうかがわれる。また、学校生活を通じて教えてもらいたかったこととして、職業に必要な専門的知識・技能、資格・免許や社会的マナー、職業の選び方等をあげる無業者が多いことなどが指摘される。もともと正社員を希望していたフリーターは70%以上であることや、仕事をしていないことにあせりを感じている無業者が約75%に達するなどの結果もあり、

一方、フリーターと自ら称する者のうち、フリーターをやめて正社員になろうとしたことのある者は60%以上であることや、仕事をしたいと回答する若年無業者が50%近くに達するなどの調査結果もあり、自身らの現在の在り方を見直していくことを望んでいる青少年は多数にのぼるものと思われる。

また、職業生活の設計に関して、これまで自分で考えてきたと回答した勤労青少年が24歳以下で28.8%、25～34歳で41.1%であるのに対し、今後自分で考えていきたいとの回答が24歳以下で77.7%、25～34歳で83.1%と高い割合であるなど、勤労青少年の職業生活設計への意識の高まりが見られる。

(5) 海外体験

国際化が進展にあつては、ワーキング・ホリデー制度の利用者数は、近年2万人と安定して推移している。ワーキング・ホリデー制度による海外就業体験を通じて「外国語能力」、「国際感覚・異文化適応能力」、「幅広い視野」など、様々な知識・技能を習得できたと自覚する青少年が多い一方、帰国後の就職条件としてにおいては、「有利な条件となった」よりも「特に有利な条件とはならなかった」と答える青少年が「有利な条件となった」を上回る多いなど、習得した知識・技能が必ずしもいかされていない現状が見られる。

(6) 勤労青少年ホームの利用状況

各勤労青少年ホームの近年の利用状況を見ると、「減少している」との回答したホームが約46%と最も多く、「増加している」との回答したホームの約3倍強となっている。その理由としては、「地域の勤労青少年人口の減少」や「施設の老朽化」に次いで、「利用者ニーズの対応不足」が多く、その割合は40%近くとなっている。一方でまた、他の類似施設との競合の結果、あるいは「施設そのものの役割が終わったから」、あるいは「他の類似施設との競合の結果」という回答なども、それぞれ30%弱、約35%、約30%となっている。

第2 勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策

1 勤労青少年福祉行政の方向性

勤労青少年は、今まさに「成長過程」にあり、「今後の我が国を支える者」として、これまで勤労青少年福祉行政としてにおいて実施してきた、職場や地域における人間関係の形成等を目指しての余暇活動の充実を始めとした一連の措置や、職場での安全確保を始めとした働き方への配慮等は引き続き重要である、その重要性が引き続き認められる。

一方、少子化も相まって、依然高水準である若年失業者数、さらにはフリーターあるいは若年無業者のすう勢的な増加が、少子化もあいまって、社会・経済全体に与える影響は大きいと考えられ、こうした青少年に対する職業生活の充実に向けた支援は、今後、余暇の有効活用に替わり、勤労青少年福祉行政として対処していかなければならない重要な課題として、今後、中軸に据えて主眼を置く必要がある。

このため、現在の厳しい雇用失業情勢や急激な産業構造の変化等の中にあつて、失業中の青少年や安定した就労を求めつつも不安定な就労を繰り返さざるを得ない青少年を対象に、自らの希望に即して職業生活を充実させることに対する支援が求められる必要である。

若年無業者に関しては、自立・就労の必要性を感じながらも比較的長期にわたり無業の状態にとどまる青少年者を中心に、その職業的自立に向けた支援に努めていくことが必要である。

こうした支援に当たっては、第7次勤労青少年福祉対策基本方針に盛り込まれた、学生段階からの職業意識の啓発や的確な職業選択の支援、職業能力開発の推進等の職業生活の充実のための対策を一層推し進めるとともに、社会職業人として働くことへの自信につながる支援や、さらには社会職業人として必要な基礎的能力の付与習得から自身らが目指す職業に必要な技能能力を習得するまでの職業訓練までの幅を広げかつきめ細かな継続的支援なども、今後一層重要となるであろうと考えられる。また、就職後の職場定着に関する支援は、充実した職業生活を望む勤労青少年に対し、その実現のためにも重要である。

また、~~ワーキングホリデー~~などについては、~~海外就業体験を通じたキャリア形成という視点から、ワーキング・ホリデー制度の利用者に対しては、帰国後に不本意ながらも不安定な就労となることのないよう支援を行うことも~~が課題である。

さらに、勤労青少年ホームは、~~こうした~~各地域の勤労青少年のニーズを踏まえ、地方公共団体自らの判断に基づき、その機能の充実及び運営を図ることが必要大切であると考えられる。その際、勤労青少年福祉関係者への研修を始めとした支援を充実していくことも重要である。

勤労青少年は、ひとしく勤労への権利と義務を有し、有為な職業人として、自らその成長に努めなければならない。このためには、自らの将来を自ら考え、決定していくことが必要となる。職業生活に関わる情報提供、相談及び職業訓練・教育訓練という勤労青少年福祉行政における一連の支援を通じ、勤労青少年が主体的に職業生活設計を行うとともに、その自律的な自らの選択による就業や職業能力開発等を支援していくことが、勤労青少年福祉行政の目指すべき方向であり今後の課題である。

2 職業生活の充実

(1) 職業意識形成のための支援

学校卒業後、自身らの職業生活に関してどのようにしていけば良いのか分からないとの悩みを持つ青少年や、いわゆるモラトリアム型のフリーター等に見られるように、先の見通しを持たずに決断を先送りする青少年の問題等が生じていることにかんがみ、在学中から、社会との関わり方、職業人としての在り方等について、在学中から、青少年が自ら考えていくことができるよう導くことが重要である。

このためには、職業意識形成を計画的・積極的に支援していくことが求められている必要である。職業意識の形成に当たっては、早い段階から体系的にキャリア教育を進めていくことが重要であり、小中高校生の各段階において、職場見学や企業人による講演、職業体験やジュニアインターンシップ等を通じ、働くことの意義、職業生活等に関することについて、児童・生徒に自ら考えさせる機会を設けていくことの重要性が指摘されるが引き続き重要である。また、大学生等に対しても、インターンシップ制度の導入促進を含むキャリア教育の充実が望まれる。またさらに、保護者に対しても、早い段階から職業意識形成の必要性等について

理解を求めていくことが重要である。

なお、職業意識形成の支援のためには、各地域レベルにおいて、職業安定機関、学校、企業等が連携していくことが重要である。

(2) 就業に向けた自信・意欲の獲得等のための支援

働くことへの自信が持てず、あるいは、働く意欲を十分に持てない青少年の問題などが指摘されている。このため、働くことへの自信や意欲、能力を得ることや、これらをもつて高める対策の推進が必要である。

また、個々の対策を行うに当たっては、各個人の状態に応じた対策を講じていくことが大切である。

① 合宿形式による集団生活による基本的能力の獲得、勤労観の醸成等

社会への不安や悩みなどが強い青少年に対しては、合宿形式による等を通じた集団生活の中で、社会人、職業人として必要な自己管理を始めとした基本的能力の獲得、及び勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与することなどが効果的と考えられる。

② ボランティア、・地域行事等の活用及び参加に関する企業評価等の促進

地域行事やボランティアや地域行事等のような社会参加活動への参加は、自信を失いがちな青少年において、が達成感を得て自信を取り戻し、自己効力感を得るすことにつながるとともに、青少年の社会参加への意識を高めることや、協調性、コミュニケーション能力など社会性を向上させることが期待される。その際、青少年自らに地域行事における主催者の役割を体験させることなどによって、成功体験を重ねさせるなど、様々な工夫をしつつ、個人に応じた最適な手法を選択・活用していくことが重要である。

また、いわゆる有償ボランティアなどのように、作業を行い、かつ報酬を得ることを経験することにより、本人にとって就業に至るまでの準備機会として活用することも考えられ、こうした機会は就業までの受け入れ先の確保としての役割も期待される。

さらに、これら取組を推進有償及び無償ボランティア並びに地域行事を一層活用するためにも、各企業が青少年のこうした活動を前向きに評価することが望ましく、そのための仕組みを整え、企業への働きかけを行っていくことも重要である。

③ 就業をめぐる悩みに対する専門的相談支援体制の整備

青少年は人間関係面など深い心の問題を抱える者も多いとされ、青少年の社会参加、ひいては就業の前提として、職業安定機関等において、きめ細かな専門的支援を行うシステムを構築していくことが必要である。

④ 保護者を通じた職業意識形成、就業へ向けた自信獲得等のための支援

青少年が職業的自立を果たし、自信を持ちつつ職業人として活動していくためには、周囲の様々な人々の理解・支援等が必要である。とりわけ保護者の役割は重要であり、このため、保護者に対する相談・セミナー等の取組は、今後一層その促進が求められるしていく必要がある。

⑤ 国民各層が一体となって取り組む国民運動の推進

青少年の働く意欲を喚起し、能力を高めるため、経済界、労働界、教育界、マスメディア、地域社会、政府等の関係者が一体となって取り組む、国民運動を推進していくことが求められる必要である。

(3) 的確な職業選択・職場定着の支援

学校卒業時に就職しても、早期に離職してしまう勤労青少年の割合は、依然高い状況にある。一方、~~職業探索就職活動期間の長期化、実態としての就業に至る経路の複線化などの現状が指摘され、学校大学卒業時には就職が果たせず、無業である大卒ない者の増加傾向等も見られる。~~

このため、青少年に対する就職活動時の的確な職業選択の支援と就職後の職場定着支援を、~~時には必要~~に応じ連携させつつ、失業者はもとより、在校生を含め、有効に実施していくことが必要である。

① 的確な職業選択の支援

ア 学生・生徒から職業人への円滑な移行の支援

学生・生徒から職業人への円滑な移行を実現するため、学校と職業安定機関との連携による職業選択に必要な情報提供、就職活動を支援するセミナー、職業相談等を充実させるとともに、未就職卒業者等に対しては、就職活動から職場定着まで一貫したマンツーマンによるきめ細かな就職支援を引き続き実施していくことが必要である。

イ 試行雇用などの活用を通じた就職機会の拡大

~~新規学卒一括採用に限定されない者~~以外にも広く門戸を広げた形での青少年の将来性や潜在能力に着目した雇用就職機会の拡大を促すとともに、試行雇用などの積極的な活用を通じ、いわゆる第二新卒者や安定した就労を望みつつも不安定な就労を繰り返す勤労青少年の就職機会の拡大を図っていく必要がある。

ウ ワンストップによる就職支援メニューの提供

~~若年失業者勤労青少年~~を安定した雇用機会に結び付けるとともに、学校在学中からの職業意識形成等を通じ、~~望まぬ~~安定した就労を望みつつも不安定な就労を繰り返すことなどを未然に防止するため、関係機関の連携の下、~~幅広ない~~就職支援メニューをワンストップで提供することが求められる必要である。

エ 職業安定機関によるマッチング促進

求人及び求職双方の側が労働市場の状況に適合する条件を設定し、求人の充足、求職者である勤労青少年の就職の実現を果たすことが可能となるよう、職業安定機関は、労働市場に関する情報を効果的に提供しつつ、求人者及び求職者に対して働きかけを行うことなどが必要である。

② 職場定着の支援

勤労青少年の早期離職を防止し、職場定着を促進していくためには、就職活動時の的確な職業選択の支援等に加え、就職後の支援も重要である。

~~子~~ ~~就業をめぐる悩みに対する専門的相談支援体制の整備~~

~~青少年においては、人間関係面など深い心の問題を抱える者も多いとされ、青少年の社会参加、ひいては就職の実現を図る前提として、職業安定機関等において、きめ細かな専門的支援を提供するシステムを構築していくことが必要である。~~

~~ア~~ ~~地域の業界若年者支援団体等を活用した青少年の職場定着支援~~

~~インターネット等を通じ職場の悩みを相談できる体制を整備するとともに、勤労青少年の就職後、地域の業界若年者支援団体を活用し、勤労青少年のて相互の交流などを進めるとともに、インターネット等を通じ職場の悩みを相談できる体制を整備することなども有効である。~~

~~イ~~ ~~勤労青少年ホームに専門家を配置しての相談指導事業~~

~~勤労青少年ホームで実施している専門家による相談指導事業についても、一層の活用促進が求められる必要である。~~

~~ウ~~ ~~職業生活に有効な情報の提供の充実~~

~~勤労青少年は、的確な職業選択や、職場において充実した生活を送るために有効な支援情報等を把握していないことが多々あるものと考えられる。職業安定機関を始めとした各支援機関や、支援を実施する各団体は~~においても~~、インターネット等を活用した効果的な周知等により、勤労青少年自身らが受けることのできる支援を着実に得受けられるよう引き続き努めていくことが重要である。~~

~~エ~~ ~~勤労青少年福祉推進者との連携~~

~~勤労青少年の職場定着の支援に当たっては、事業主による積極的な取組も必要であり、勤労青少年福祉推進者等の積極的な活動が望まれる。国、~~及び~~地方公共団体は、勤労青少年福祉推進者等と連携・協力しつつ、勤労青少年の職場定着支援や、さらには離職をした者の早期就職支援~~につなげていく~~を促進することが~~求められる~~必要である。~~

(4) 職業生活に必要な職業能力開発の推進

我が国のサービス経済化、知識社会化の進行により、様々な能力を持った人材を育成していくことが重要な課題となっている。

こうした中、現在、勤労青少年~~においては~~自らが、職業生活設計について~~自ら~~考える志向が高まってきており、自らの職業生活設計及び当該設計に即した職業能力開発への支援の充実が求められている一層必要となってきた。

~~一方~~、厳しい雇用情勢とともに、新規学卒者の一括採用・就職システム~~に関する機能のすう~~勢的な~~機能低下~~変化や、職業キャリアの方向付けをする教育訓練の不足等を背景として、フリーターや若年無業者などが増加しているが、このことは、~~十分に~~職業能力~~の~~を蓄積が~~困難な~~していない勤労青少年の増加を~~意味し~~につながることから、こうした勤労青少年への職業能力開発に向けた支援も求められているの必要性が一層高まっている。

① 職業能力開発支援のための体制整備等

~~青少年に対し勤労青少年が、自らの選択に基づく職業能力開発のための措置を適切に提供していくを行うことができるようにするための体制整備として、公共職業訓練機関能力開発施設を始めとした各関係機関の連携を今後とも進めていく必要がある。また、事業主等が、雇用する勤労青少年に対して実施する職業生活設計・職業能力開発のための措置に関する支援についても、各関係機関の連携に基づき実施支援していくことにより、その効果が期待される。~~

② キャリア・コンサルティングを活用した職業生活設計の支援

~~職業生活設計の支援に当たっては、青少年に対するキャリア・コンサルティングについて、その技法を十分に活用していくことが望まれる。こうした技法は、職業安定機関や勤労青少年福祉施設に配置された職員等による活用やに限らず、企業内、さらには大学等教育機関においても、その活用を幅広くキャリア・コンサルティングを活用促進していくことにより、在職者や求職者、学生などが幅広く相談支援の機会を確保する得られるよう、その基盤整備を一層進めていくことが必要である。~~

③ 実践型人材養成システム等の促進

~~在学中に進路を決定できず、大学等卒業後、無業となることを防止する等のため、就労、就学に加え、就労と就学の双方の要素を併せ持った第三の選択肢を設けることが必要となっている。~~

~~このため、企業が基礎から実践にわたる能力の向上機会を提供するものとして、実践的な教育・実務連結型の人材養成システムの促進がきわめて重要となってきた。とりわけ、今後は企業が主体となって、新規学卒者を対象とし、「自社のニーズに応じた教育訓練機関における理論的学習」と「一定期間、訓練生を雇い入れての実習」を組み合わせることにより、現場の申核となる職業人の基礎を育成できるような「実践型人材養成システム」を推進することが必要である。~~

安定した就労を希望する者や若年失業者等を対象に、キャリアの目途をつけながら、実践的な職業能力を習得できる仕組みとして、日本版デュアルシステムを今後とも推進していく必要がある。

また、新規学卒者等を対象に、「教育訓練機関における理論的な学習」と「企業における有期雇用の下で行うOJT（業務の遂行の過程内において行う職業訓練）」とを組み合わせることにより、若者に実践的な職業能力を習得させる制度である「実践型人材養成システム」を、就労・就学双方の要素を併せ持った第三の選択肢として普及・定着させていくことが必要である。

こうした措置は、いわゆる団塊の世代と青少年との間における円滑な技能継承の必要性を踏まえつつ実施されることも重要であるにも資するものとなる。

④ 就業に至る準備としての報酬を得る作業機会の活用

~~職業能力開発に当たっては、青少年の個々の状態に即して行うことが必要である。就業に至るまでに段階を踏んだ支援を行うことが有効な場合などには、例えば、いわゆる有償ボランティアなどのように、作業を行い、かつ報酬を得ることを経験することにより、本人にとって就業に至るまでの準備機会として~~

~~活用することも考えられる。また、こうした機会は青少年の就業までの受け入れ先の確保としての役割も期待される。~~

④ 基礎的能力~~獲得~~のための講座

~~無業者等が社会マナー等を学ぶ必要性を感じている青少年が見受けられる。また、企業事業主側から、職場におけるコミュニケーション能力や基礎的ビジネスマナー等の基礎的能力の習得などが求められる中、こうした社会人としての基礎的能力を付与し習得させるための措置も講座の普及・促進が必要である。~~

⑤ 自発的な職業生活設計に基づく職業能力開発への支援

~~職業生活設計に関しては、青少年自らが行うことが求められる。情報の不足などが隘路となって、こうした勤労青少年の取組を自発的な職業生活設計及び職業能力開発が妨げられることのないよう、国、地方公共団体等は、キャリア・コンサルティングを活用し、職業に関する情報はもとより、人材ニーズの動向や教育訓練コースに関する情報等、職業生活の充実のために資する様々な情報の提供を行うやキャリア形成に関する相談の機会の確保に努めるとともに、ことが必要である。また、これら情報提供、相談と訓練と効果的につなげつつ、その自発的な職業生活設計に基づく職業能力開発を支援してを組み合わせることで、より一層の効果が期待される必要である。~~

(5) 労働条件等の整備充実に関する支援

① 事業主における職場での安全と健康の維持・確保・維持

~~勤労青少年は職業経験も浅く、とすれば作業に不慣れであったり技能的にも不十分であることから、事業主においては、勤労青少年に対するが職場での安全と健康をの維持・確保・維持できるように十分努めることが必要である。~~

② ~~青少年に対する~~法定労働条件等に関する相談の場の活用促進

~~勤労青少年は、安全衛生や労働基準等に関する知識も、とかく不十分である。このため、十分な広報・周知などにより、法定労働条件等に関する相談の場の活用促進を図っていくことが今後とも重要である。~~

③ 職業能力開発のための時間確保~~労働時間等の設定改善~~に向けた取組の推進

~~勤労青少年は、有為な職業人として自らを成長していくためには、職業における関する知識・技能及び知識を向上させていくよう努力していくことが求められる。このことから、自己啓発等を行う勤労青少年に対し、個々の生活に配慮した労働時間等の設定改善が行われるよう、労使の自主的取組を促進すること自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、勤務時間の短縮等を進めていくことが重要である。また、専修学校や定時制高校等で学びながら働く勤労青少年等においては、職業訓練、又は教育を受けるに当たっての時間を確保のためにできるよう、事業主等への啓発指導に引き続き努めていく必要がある。~~

3 自由時間を活用した生活の充実

(1) 社会参加活動の促進及び活用

自由時間等を活用し、ボランティア活動を始めとした~~地域社会の~~活動等への参加を通じて勤労青少年の生活の充実を図ることは、勤労青少年が職場や社会の一員であるとの自覚を深める上で有効である。

一方、近年、元々集団活動に消極的であったり、集団活動そのものになじめない青少年の問題が指摘されているが、こうした青少年にとって、~~地域社会活動への~~参加することは、集団活動になじむことや他人と交わりコミュニケーション能力を高めることなど、社会性の~~基礎的な~~涵養に資するという点も認められる。また、~~このような~~青少年の社会参加活動への参加により~~等に基づく~~、地域の社会~~貢献~~活動分野の~~が~~活性化により~~する~~ことで、ひいては青少年を職業的自立に導くための地域における教育機能の向上も期待される。

地域における社会~~参加~~活動等への参加の促進のためには、社会~~参加~~活動の指導員等の育成や~~勤労青少年ホーム~~における各種講座の活用、社会~~参加~~活動等~~に基づく~~への参加を通じ~~地域~~の社会~~貢献~~活動分野~~支援~~団体への就業等を目指す者への支援等が有効である。

また、こうした社会~~参加~~活動等への支援策の活用~~を~~を図るためには、青少年に対して幅広く参加を呼びかけていくことが必要であり、~~そのためには~~、行政機関、教育機関、自治会、事業主団体、社会~~参加~~活動支援団体、勤労青少年ホーム、~~社会福祉協議会~~等が~~それぞれ~~交流、及び連携を図る~~ことにより~~て、地域における社会~~参加~~活動に関する情報をお互いに幅広く収集し、これを青少年に提供していけるよう、~~社会活動支援のためのネットワークの構築など~~、環境整備を行うことも~~重要である~~となる。

~~また、ボランティア活動に関する情報提供や体験プログラムの実施等によって、青少年のボランティア活動への参加意欲を喚起し、実際の活動に結びつけるために、経営者団体、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア支援団体の連携の下にボランティア活動支援のためのネットワークを構築することが重要である。~~

(2) 様々な世代同士による交流の促進等

同世代~~や~~、世代間~~や~~又は地域間の交流~~等~~を図ることは、成長過程にある勤労青少年にとって、~~その人間形成を促進する~~上で有効である。また、~~趣味や生け花、英会話、スポーツ等~~のクラブ活動~~等~~を通じてストレスを解消し、心身のリフレッシュを図ることは、充実した職業生活を送るために重要である。~~このため~~こうした様々な世代同士による交流や心身のリフレッシュには、ボランティア活動や勤労青少年ホームにおけるレクリエーション活動、クラブ活動~~等の促進が求められる~~効果的であり、これらの活動の促進が~~重要である~~。なお、交流に消極的な青少年を交えつつ、その運用を図るなどの配慮も重要である。

4 国際交流の促進

(1) ワーキング・ホリデー制度の持つキャリア形成機能の有効活用

国際化の進展に伴い、国際化に対応できる企業職業人としてのキャリア形成が求められている。

このため、1年間仕事をしながら異国での社会生活を体験することができるワーキング・ホリデー制度について一層の活用促進を図ることが重要である。その際、ワーキング・ホリデー制度の持つキャリア形成機能を有効に活用するため、同制度を利用する者に対する、~~渡航前後における~~キャリア・コンサルティングの実施等を始めとしたキャリア形成支援体制の充実が求められる必要である。とりわけ、~~海外渡航前に~~、帰国後の再就職を視野に入れつつ相談を行うことにより、帰国後に不安定な就労を余儀なくされることのないよう支援を行うことが重要である。

(2) 海外留学を行う青少年へのキャリア形成支援

ワーキング・ホリデー制度に求められるようなキャリア形成支援体制の充実には、~~海外へ~~留学をする青少年に対しても、同様の効果が期待され、自らのキャリアの~~棚卸し~~再評価や、帰国後の職業生活設計に関して、渡航前の段階から支援していくことが重要である。

(3) 勤労青少年ホームに~~ま~~おける国際交流事業の活用促進

勤労青少年ホームにおける、~~外国人~~外国人を対象とした講座等を始めとした各種の国際交流事業についても、活用の促進を図るべく、広報・周知等を進めていくことが必要重要である。

5 勤労青少年福祉行政推進のための環境整備

(1) 支援のための地域ネットワークの構築等

勤労青少年福祉の推進に当たっては、今後とも国、地方公共団体及び事業主等が連携して取り組むことが求められる必要である。学校を中退した者、~~あるいは~~卒業後就職しない者、~~及び~~早期に離職してしまった者等のうち、職業的自立の必要性を感じつつも就業に至らない際者には、個人別に様々な事情があると考えられ、勤労青少年のその時々の状態に合わせた、個別的な応じた支援の必要性もが生じることとなる。そのため、~~は~~職業安定機関、教育機関、社会福祉機関等の各機関、事業主団体、~~社会参加活動等を行う~~支援団体等が一層連携を深め、地域支援ネットワークを構築し、個別的かつ継続的な支援に努めることが重要である。

(2) 勤労青少年ホームの機能充実

① 勤労青少年ホームに求められる機能

人口減少社会を迎えている中で、我が国の将来を支える青少年の人材育成を図ることは重要な課題である。近年は、地域コミュニティの衰退や地域の人材育成機能の低下が指摘されているが、地域社会において、青少年が充実した職

業生活を送ることができるよう支援することが、地域の活力の維持・向上を図る上でも重要である。

~~利用者数が減少している勤労青少年ホームの割合が高まる一方、利用者ニーズへ対応しきれていないことが、その理由のひとつであるとする勤労青少年ホームも多い。~~

勤労青少年福祉の推進に関しては、行政資源を有効に活用していくことが重要であり、~~これまで行政推進~~その中核を担ってきた勤労青少年ホームについても、勤労青少年を取り巻く現状に即した機能の充実を図り、さらに地域の需要に応じつつ、活用を促進していくことが必要であるとなる。

一方、利用者数が減少している勤労青少年ホームの割合が高まっているが、利用者ニーズへ対応しきれていないことが、その理由の一つであるとする勤労青少年ホームも多い。

このため、これまで~~重点的にも~~実施してきた職業生活の充実のための講座や~~ボランティア社会活動~~に関する講座等については、社会性の~~基礎的な~~涵養に資するという観点をも含めから、今後とも推進していくことが求められる地域社会にとって特に重要となると考えられる。また、職業人としての成育を一層進めるという観点から、~~安定した就労充実した職業生活を望む~~青少年等に対するキャリア形成支援~~に関しての機能~~を充実していくことなどが求められるも必要と考えられる。

こうした勤労青少年ホームにおける機能の充実や活用の促進に関しては、地方公共団体自らの判断により、地域の実情に即してなされるべきものであり、今後とも、地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、勤労青少年ホームに求められる機能の充実について検討を行うとともに、国においても、必要な助言や支援を行い、勤労青少年ホームの利用促進に努める必要があるていくことが望まれる。

② 勤労青少年ホームの機能充実のための対策

勤労青少年ホームが、地域に根ざした活動の場、~~ボランティア社会活動等~~を通じての余暇活動や社会性の涵養~~を進める~~に資する拠点となるためには、地域社会、~~地域企業、及び民間団体との連携~~を強化していく必要がある。

また、近年の不安定な就労を繰り返す勤労青少年や失業者等の増加にかんがみ、勤労青少年の職業的自立を一層図るためには、職業安定機関を始め、教育機関や他の若者支援機関、民間団体等ともの連携を深めていくことが必要であるであり、

~~こうした職業的自立に向けた支援に関して、勤労青少年ホームが地域その中核として行政推進に当たること~~は望まれるところである。

またさらに、勤労青少年ホームにおける相談機能を充実させるためには、勤労青少年ホームの職員指導員やカウンセラー等専門家による相談・指導体制の充実を図ることが必要である。

③ 勤労青少年ホームの活性化のための対策

勤労青少年ホームの活性化、及び利用の促進に当たっては、各地域の実情に

応じた勤労青少年ホームの広域利用、総合福祉施設との併設、複合化の推進などの利用しやすい施設を目指した検討が引き続き求められる課題であると考えられる。

また、~~事業の充実や、利用しやすい施設を目指したものとして、~~勤労青少年ホームにおける事業内容をインターネット等の活用によって、勤労青少年を含め一般国民に対して引き続き幅広く広報していくことが必要であると考えられる。

6 勤労青少年指導体制の整備等

勤労青少年福祉対策の推進のためには、各指導者等の役割が極めて重要であることから、~~このため、~~勤労青少年ホームの指導員、職場における勤労青少年福祉推進者、ヤングジョブスポットのアテンダント、~~その他若年者支援機関の指導員等の~~勤労青少年福祉関係者に対して、社会・経済情勢の変化や青少年の意識の変化を踏まえた働き方の実態、さらには職業生活設計の支援のための知識・技能等を踏まえた各種講習会を実施を行うことなどにより、勤労青少年の育成・成育のための能力向上が図られるよう、指導体制の整備に努めることが必要である。また、こうした指導体制の整備は、地域で一体となった勤労青少年への支援とあいまって、~~その本来一層の~~効果が生ずるものと考えられる。このため、国、地方公共団体及び勤労青少年福祉関係団体は、連携・協力を一層促進していく必要がある。

7 勤労青少年福祉対策に関する広報啓発活動等の実施

勤労青少年は、有為な職業人としての成育に自ら努めることのていく必要がある、そのことを促すていくことが重要である。一方、~~安定した就労に就け~~至らないなど、多くの勤労青少年が自ら望むような職業生活の充実を達成できないでいるなどの現状にもかんがみる必要がある。こうしたことから、勤労青少年自らによる職業生活設計と、~~その自律的な自らの選択という一連を支援による~~就業や職業能力開発等に対する支援を通じて職業生活の充実を促進するものとしてため、勤労青少年福祉対策を~~一層推進していくよう~~について、勤労青少年本人やその家族を始めとした関係者への啓発を行うとともに、事業主へのや国民各層に対し、雇用の受皿の拡大、雇用する勤労青少年に対する職業能力開発の促進等のための広報・啓発等を行うことが重要である。そのため、「勤労青少年の日」（7月第3土曜日）を中心として、幅広く広報・支援周知に努めるとともに、勤労青少年の福祉の向上に資する行事等の実施、支援に引き続き努めるものとする。

また、青少年の雇用問題について国民各層が一体となって取り組む国民運動などの連携を図り、効果的な広報・啓発を目指すことが望まれるものである。